

**東日本大震災に係る
復旧・復興工事安全衛生確保支援事業**

事業の背景

背景

東日本大震災では、壊滅的な被害が広範囲に及んでいる。被災地では、これまで、がれき処理作業、解体工事等が主に行われ、今後、被災地の状況により、その進捗状況にばらつきはあるものの、復旧・復興工事として社会基盤等の整備、公共建築物の建設、大規模宅地造成、まちづくり等が順次実施される予定。

復旧・復興工事の現状

- 被災地における工事量は震災前の2.8倍^(※)
※ 岩手、宮城、福島
復興の基本方針では、復興期間は10年
当面は工事量が高水準で推移

- 工事量の増加により、
建設作業員・技術者が大幅に不足
建設業に不慣れな未熟練の作業員が数多く参入

課題

- 工事量の増加に伴う労働災害の増加を防止するための対策が必要

- 安全対策を熟知した熟練作業員不足を補う実践的な現場指導が必要
- 安全衛生に関する技術的相談への対応が必要
- 建設業に不慣れな未熟練の作業員への教育の充実が必要

事業の概要

事業概要

- 岩手、宮城、福島の3県に復旧・復興工事の安全衛生に関する支援を行う拠点を設置し、専門家による復旧復興工事を行う建設業者に対する支援を実施。
【平成23年度補正予算額228百万円、平成24年度予算額301百万円、平成25年度予算額252百万円】

支援内容

【安全衛生巡回指導】

安全衛生専門家が、工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言を行う。

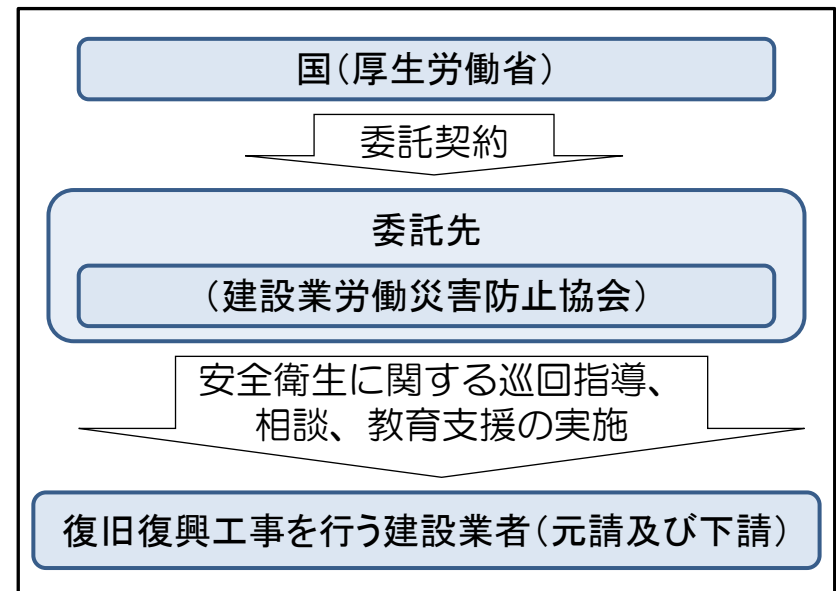
【安全衛生相談】

安全衛生専門家が、建設業者から依頼を受けて、業者が実施する施工計画、作業計画の作成等に関する技術的な助言・指導を行う。

【安全衛生教育支援】

安全衛生専門家が、建設業者から依頼を受けて、未熟練の作業員、専門工事業者の職長等※、総合工事業者の管理監督者※に対する安全衛生教育の支援を行う。

※25年度からの新規支援対象



被災地で働く作業員の安全衛生確保

事業の実績①

予算の執行状況

【平成23年度執行額 146百万円（執行率64.0%）】

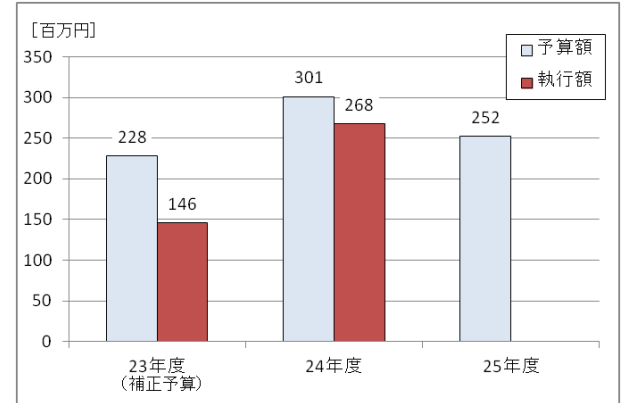
平成23年度補正予算は11か月間で積算したが、調達の手続きにより本事業の開始は7月となり、実施期間が9か月間となった。

また、民間企業から防じんマスク（25万枚）を無償提供していただくことなどにより経費の削減ができた。

【平成24年度執行額 268百万円（執行率89.0%）】

平成24年度前半は復興工事の遅れから本事業の支援対象が少なかったが、平成24年度後半は復興工事が本格化し、支援対象も増加し、事業の目標を達成した。一方で、1日に2箇所を巡回指導を行うなどにより指導員の謝金等を削減できた。

《図1》 予算額及び執行額の推移



支援内容別の実績

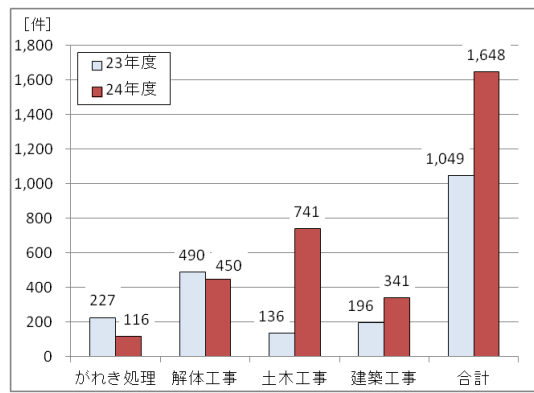
1 安全衛生巡回指導の実績

【平成24年度指導事業場数 1,648事業場、早急に改善が必要で巡回指導により改善させた項目 1,917件】

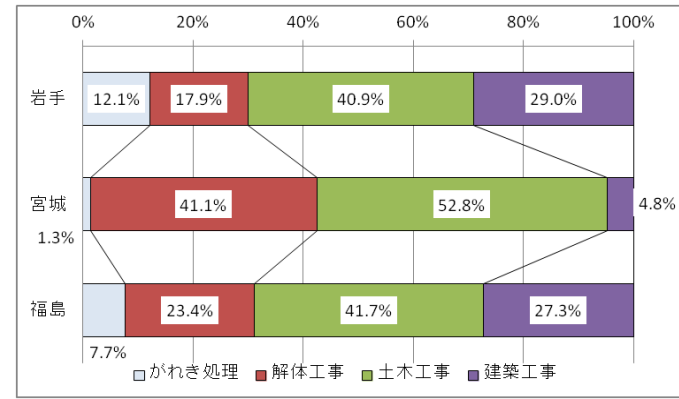
○平成24年度指導事業場数は前年度と比べ57.1%増加し、目標（1,150事業場）と比べ約1.4倍。

平成23年度はがれき処理、解体工事が指導の中心であったが、平成24年度は解体工事、土木工事の指導が中心となっている。《図2》 工事別指導事業場数

○復旧が一番進んでいる宮城においては、がれき処理の指導が他と比べ極端に少なく、土木工事に対する指導の割合が高くなるなど、県別にも指導対象の工事内容は異なっている。



《図3》 工事別指導事業場割合（平成24年度）



事業の実績②

○巡回指導においては、労働安全衛生法令に定める措置を中心に約40の項目を点検し、危険な方法で作業が行われている場合には指摘の上、改善のための技術的な助言を行っている。巡回指導により改善させた例は、次のとおり。

【がれき処理】

- ①粉じんが舞う作業現場で、マスクを着用することなく作業を行っていたことから、作業に適したマスクを着用させるとともに、適切な着用方法を教示した。
- ②重機の近くで作業員に作業をさせていたことから、重機と接触することにより災害が発生する恐れのある範囲内に人が入らないよう立ち入り禁止措置を行わせた。

【解体工事】

- ①重機を用いて作業を行っている現場や建物に石綿が使用されている現場で、作業計画を策定することなく作業を行っていたことから、作業計画を作成させた。
- ②作業主任者を選任してその者の指揮の下で作業を行っていなかったことから、作業主任者の配置の重要性を説明し、必要な資格を有する者の中から選任させた。

【土木工事】

- ①重機の近くやクレーンのつり荷の下で作業員に作業をさせていたことから、重機との接触防止やつり荷の落下による労働災害を防止するために、その恐れのある範囲内に立ち入り禁止措置を行わせた。
- ②作業手順書が作成されていなかったことから、作業のリスクを踏まえた作業手順書の作成方法を教示した。

【建築工事】

- ①足場の手すり等が取り外されていたことから、墜落を防止するため、取り外した手すり等を元どおりに設置させた。
- ②建物の外壁と足場の作業床との間隔が広がったことから、墜落を防止するため、人が墜落する恐れのない隙間にまで狭くさせた。

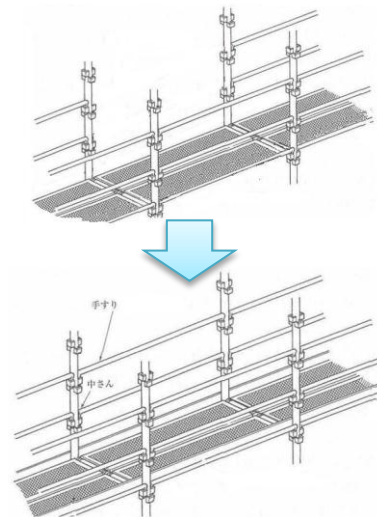
《写真1》マスク着用の例



《図4》立ち入り禁止措置の例



《図5》足場を改善させた例



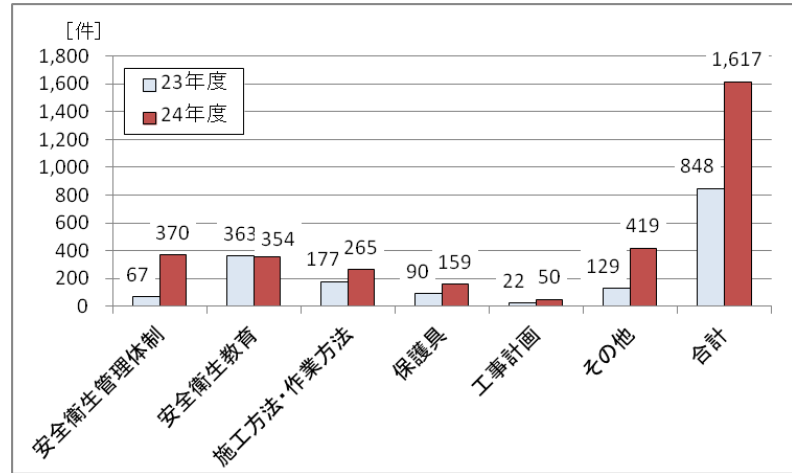
事業の実績③

2 安全衛生相談の実績

【平成24年度相談件数 1,617件】

○平成24年度の主な相談内容の例は表のとおりであり、宮城ではアスベストの相談、福島では除染作業の相談があるなど、県別に特徴が見られ、また、同種類の質問項目が多くなってきている。

《図6》内容別相談件数



《表1》安全衛生相談の例

		主 な 相 談 内 容
岩 手	1	下請会社5社に協力してもらっている現場ですが、毎月1回協議会を開催していますが、内容を充実させる為に基本となる事項が知りたい。
	2	施工において、安全第一は当然であるが、そのことに投入できる人員、人材の確保が困難であるので、どのように対処すべきか日々悩んでいる。
	3	被災地で一般住宅の基礎等のコンクリートをブレーカで解体中、外部団体のパトロールで作業計画を作成するように指導を受けました。作業計画の作成例がないので、ご支援下さい。
宮 城	1	不安全行動、不安全状態の対策についてチェックリスト作成時の項目はどのような項目を設ければよいのでしょうか。
	2	架空電線付近で移動式クレーンを使用する際、安全な離隔距離の目安をしりたいのですが。
	3	アスベストはなぜ、どのように有害なのか。
福 島	1	家屋解体工事において、防塵マスクの正しい着用の仕方はどうすれば良いか。
	2	除染作業に使うマスクは何がよいのでしょうか。
	3	車両系建設機械の作業計画とは、どのようなことを書くのですか。

事業の実績④

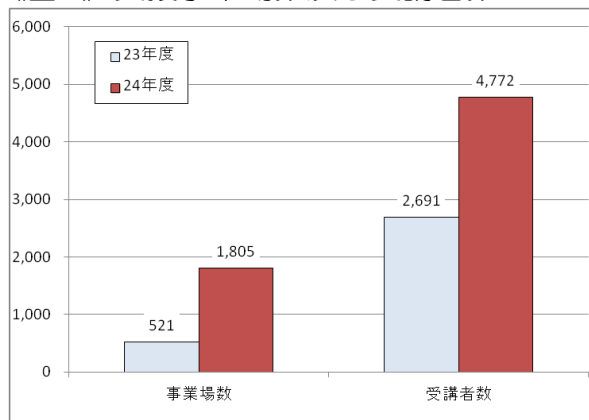
3 安全衛生教育の実績

【平成24年度支援事業場数 1,805事業場
受講者数 4,772人

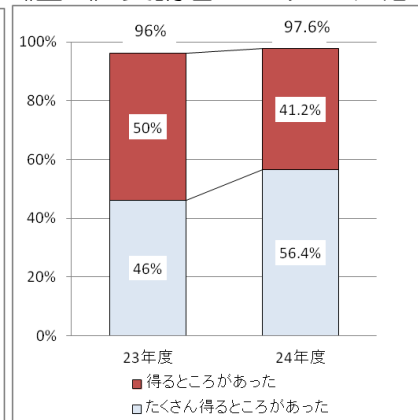
受講者から有益であった旨の回答 97.6%】

- 平成24年度支援事業場数・受講者数は前年度と比べ、それぞれ246.4%・77.3%増加し、目標（860事業場）と比べ約2.1倍。
- 教育実施依頼者と相談のうえ、被災地の工事現場で教育を行っていることもあり、受講者からの評判も高い。
- 建設現場の災害の特徴や保護具の正しい取扱いなどの教育内容を2時間実施。

《図7》 支援事業場数及び受講者数



《図8》 受講者アンケート結果

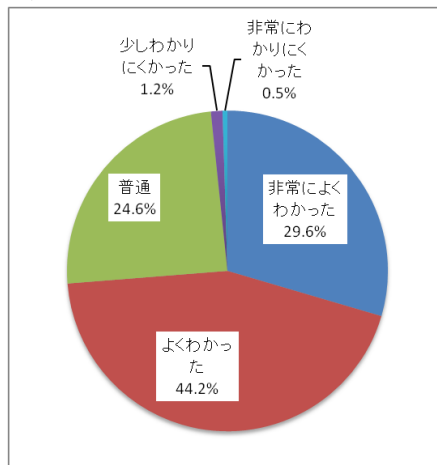


《写真2》 教育風景（マスクの正しい取扱い）



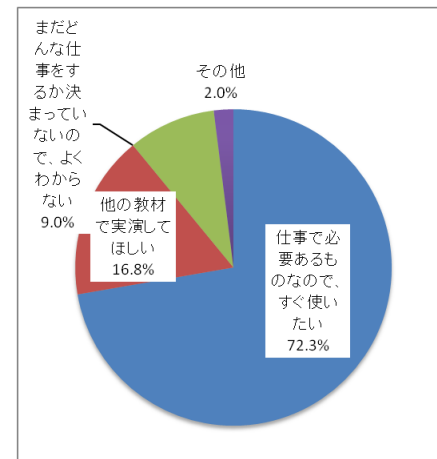
《図9》 受講者アンケート結果

保護具の実演はいかがでしたか。



《図10》 受講者アンケート結果

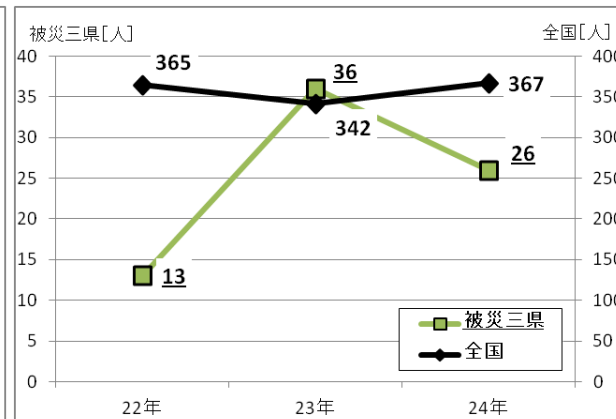
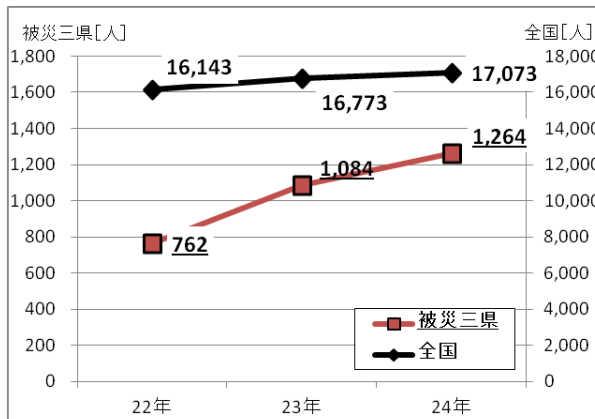
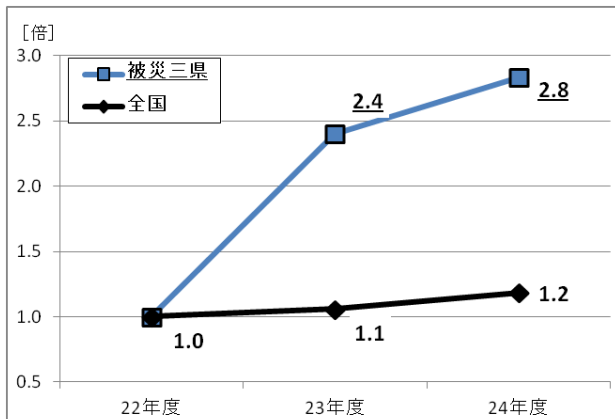
実演で使用した教材をどう思いますか。



事業の効果

- 復旧・復興工事の進展に伴い、24年度の被災三県の建設工事量（公共工事）は、震災前と比べると約2.8倍。
- 平成24年の被災三県の労働災害（建設業）は、休業4日以上の死傷者数は1,264名、死亡者数は26名。

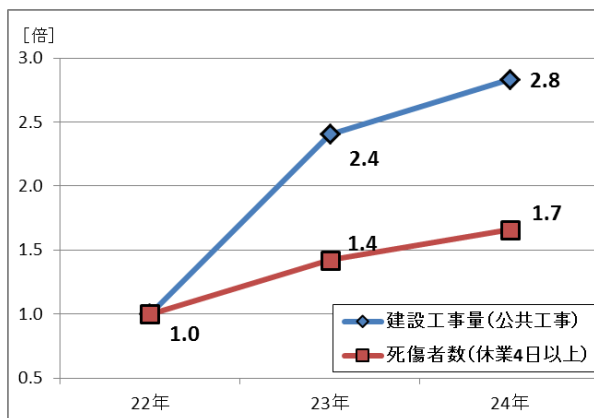
《図11》公共機関からの受注工事額の推移 《図12》建設業の休業4日以上死傷者数の推移 《図13》建設業の死亡者数の推移



出所：国土交通省「建設工事受注動態統計調査報告」より試算

- 平成24年の被災三県の労働災害（建設業）による死傷者数は、震災前と比べると約1.7倍であるが、建設工事量（公共工事）の増加率（約2.8倍）より低い。

《図14》被災三県の労働災害と建設工事量の関係



注：工事量（公共工事）は年度である。

今後の動向と課題①

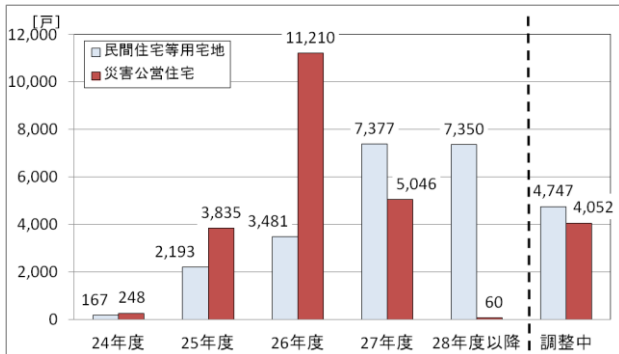
○「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付けている。

○復興庁が公表している各府省の事業計画及び工程表によると海岸対策、復興道路・復興支援道路、復興住宅、土地区画整理について、平成27年度以降まで工事が予定されており、民間住宅建設工事も今後本格化する見込み。

《表2》工程表（抜粋）

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	応急対策 → 施工準備（堤防設計等） → 本復旧（逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。）																
4. 交通網 (1) 道路	道の復旧 自治体旧管理道路 → 応急復旧 → 本復旧																
復興道路・復興支援道路	(新規着手) → 測量、設計、用地買収等を行い、順次工事に着手 → 逐次供用開始																
	(事業中) → 用地・工事の推進																
8. 復興住宅(災害公営住宅等)	住宅復興計画の策定(地方公共団体) → 地方公共団体の復興計画に従い、事業の推進を支援																
9. 復興まちづくり (1) 防災集団移転・区画整理等	復興計画の策定 → 地方公共団体毎の復興計画を踏まえつつ、事業推進																

《図15》被災三県における宅地造成及び災害公営住宅の供給時期



出所：復興庁「住まいの復興工程表（平成25年3月現在）」

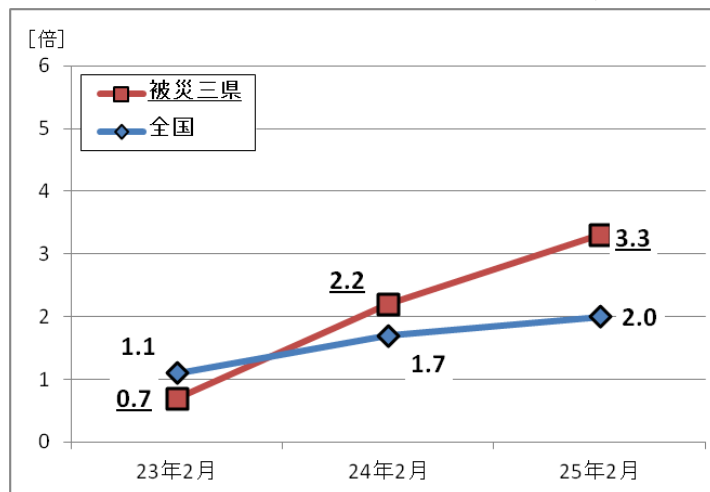
○巡回指導の対象になっている現場の多くで早急に改善が必要な事項が見つかっているのが現状。

今後、工事量が高水準で推移することが見込まれる中、労働災害防止に直結する巡回指導の強化が課題。

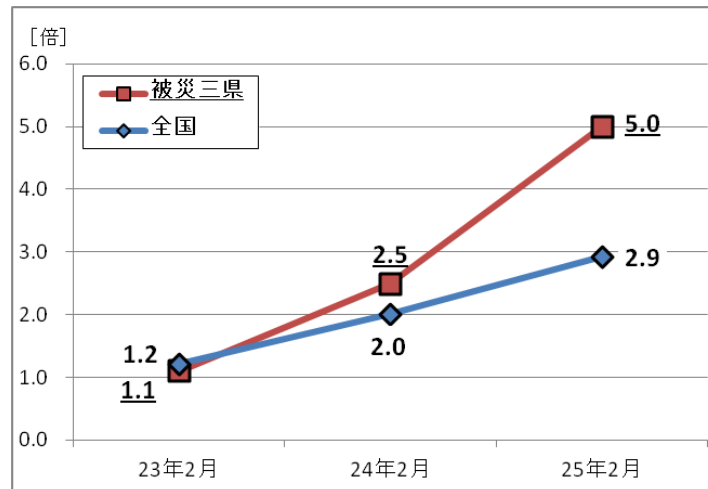
今後の動向と課題②

○復旧・復興工事の進展に伴い、25年2月の被災三県の有効求人倍率は、建設作業員約3.3倍、建築・土木技術者等約5.0倍と、全国に比べ不足している。また、不足感は年を追う毎に高まっている。

《図16》建設作業員の有効求人倍率の推移



《図17》建築・土木技術者等の有効求人倍率の推移



○今後も、建設業に不慣れな未熟練の作業員が数多く参入することが見込まれることから、安全衛生教育を強化して、その人材の質を確保することが課題。

○労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて、重点的に取り組む事項を定めた「第12次労働災害防止計画」において、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化していること等から復旧・復興工事の労働災害防止が重点施策に位置付けられた。

第12次労働災害防止計画の概要

(平成25年度～平成29年度)

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、災防団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組み
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進
- ④科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進
- ⑤発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- ⑥東日本大震災、東電福島第一原発事故を受けた対応